2 0 2 4 年 4 月 1 8 日ウ ェ ブ 会 議

地方公務員災害補償基金支部 労働側参与会議

全日本自治団体労働組合

次 第

13:30~13:35 本部あいさつ

13:35~14:00 本部提起

「公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題」

14:00~15:15 「地公災制度の問題点と労働者側参与の役割について」

自治労顧問弁護士 細川 潔

15:15~15:25 休憩

15:25~15:45 質疑応答および意見交換

15:45~16:00 細川先生まとめ・本部まとめ

目 次

1. 本部提起	
「公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題」	1
2. 講演	
「地公災制度の問題点と労働者側参与の役割について」	7
3. 資料	
• 自治労関係参与名簿	98

公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題

1. 公務災害の認定状況

2022 年度の公務災害の認定件数(通勤災害除く)を見ると総計2万9,662件と前年度より4,072件(15.9%)増加しました。

ア職員の区分別内訳 (単位:件)

	쁏 理	件 数		認定件数	
区分		割 合 (%)	公 務 上	公 務 外	合 計
義務教育学校職員	(8) 6,478	(11.8) 21.0	(7) 6, 230	(1) 84	(8) 6,314
義務教育学校職員 以外の教育職員	(4) 3, 359	(5.9) 10.9	(4) 3, 199	(4) 47	(8) 3, 246
警察職員	(9) 5, 105	(13. 2) 16. 5	(5) 4,993	(2) 41	(7) 5,034
消防 職員	(7) 1,358	(10. 3) 4. 4	(3) 1, 287	(2) 32	(5) 1,319
電気・ガス・水道 事 業 職 員	(3) 338	(4.4) 1.1	(3) 306	(1) 8	(4) 314
運輸事業職員	165	0.5	144	9	153
清掃事業職員	(1) 897	(1.5) 2.9	(1) 882	(1) 33	(2) 915
船員	12	0.0	13		13
その他の職員	(36) 13, 140	(52. 9) 42. 6	(12) 12, 608	(15) 181	(27) 12, 789
合 計	(68) 30, 852	(100.0) 100.0	(35) 29, 662	(26) 435	(61) 30,097

第1表 公務災害及び通勤災害該当の認定件数の推移

Г									平	成2	9年』	変	平月	ţ30)年,	叟	令和方	元年度	令和2	2年月	篗
ı				区	分				認	定	件	数	認り	Ê	件	数	認定	件 数	認定	件	数
L									うち死亡	事案			うち死亡事	案			うち死亡事案		うち死亡事案		
200	700	邮	ė	学杉	5 BM	-	件	数		9		5,304		3		5,520	6	5,656	6		5,631
79%	120	77	_	7 12	K 406	~	割	合	20	0.0%		18.1%	6.8	3%		18.7%	10.5%	19.3%	11.3%		20.2%
義	務	教			を職	員	件	数		4		3,531		4		3,439	11	3,553	6		3,332
以	外	の	勢	育	戦	員	割	合		3.9%		12.0%	9.1	1%		11.6%	19.3%	12.1%	11.3%		12.0%
警		察		職		員	件	数		6		6,109	1	10		6,252	5	5,925	7		3,741
=		সং		柳红		౼	割	合	13	3.3%		20.8%	22.7	7%		21.2%	8.8%	20.2%	13.2%		13.4%
消		防		職		員	件	数		6		1,450	1	10		1,413	6	1,426	9		1,313
/19		10/3		4HZ		,	割	合	13	3.3%		4.9%	22.7	7%		4.8%	10.5%	4.9%	17.0%		4.7%
電	気	•	ガ	ス・	水	道	件	数		2		414		2		374	4	372	-		401
事		莱		職		員	割	合	4	4.4%		1.4%	4.5	5%		1.3%	7.0%	1.3%	-		1.4%
運	86		tr	*	職	Ą	件	数		1		212		1		176	3	156	-		202
迷	44	1 1	**	*	411	౼	割	合		2.2%		0.7%	2.3	3%		0.6%	5.3%	0.5%	-		0.7%
清	拥		#	業	職	ē	件	数		-		1,183		2		1,080	-	936	2		1,094
/17	7/1	,	"	*	41%	~	割	合		-		4.0%	4.5	5%		3.7%	-	3.25	3.8%		3.9%
船						員	件	数		-		16		- [23	-	34	_		19
MD						я	割	合		-		0.1%		-		0.1%	-	0.1%	-		0.1%
z	σ	. 4	也	Ø	職	ē	件	数		17		11,138	1	12	1	11,255	22	11,302	23		12,105
Ľ	٠,		<u> </u>	٧,	4134	~	割	合	37	7.8%		37.9%	27.3	3%		38.1%	38.6%	38.5%	43.4%		43.5%
Г		合		8+			件	数		45	- 2	29,357	- 4	14	2	29,532	57	29,360	53	- :	27,838
L				al			割	合	100	0.0%		100.0%	100.0)%	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
			۸۱	務災	· 🕸		件	数		35		26,211	3	37	2	26,517	44	26,390	46		24,440
1	ᅒ		77	1753	-		割	合	77	7.8%		89.3%	84.1	1%		89.8%	77.2%	89.9%	86.8%		87.8%
1	尺		流	勤災	宝		件	数		10		3,146		7		3,015	13	2,970	7		3,398
L			.00	30)34	-		割	合	22	2.2%		10.7%	15.9	9%		10.2%	22.8%	10.1%	13.2%		12.2%

(単位:件)

								令	和3	3年月	g	令和	4年	度		対前年	F度増減	(単位:件)
			×	分				認	定	件	数	認定	件	数	件	数	增)	ず 率
								うち死亡				うち死亡事業			うち死亡事案		うち死亡事案	
義務	487	ris o	* ##	: B80	-	件	数		9		6,405	8		6,764	Δ1	359	Δ 11.1%	5.6%
19% 17i	78	-	T 12	C 40A	贝	割	合	16	3.7%		21.9%	20.0%		20.3%				
義務				職	員	件	数		5		3,548	5		3,598	0	50	0.0%	1.4%
以外	の	教	育	職	員	割	合	9	.3%		12.2%	12.5%		10.8%				
警	察	,	職		員	件	数		9		3,633	5		5,239	△ 4	1,606	△ 44.4%	44.2%
_	সং		413L		癶	割	合	16	.7%		12.4%	12.5%		15.7%				
消	防	,	職		員	件	数		7		1,411	3		1,410	△ 4	Δ1	△ 57.1%	△ 0.1%
/19	W		4HL		,	割	合	13	.0%		4.8%	7.5%		4.2%				
電気		ガニ	ス・	水	道	件	数		2		367	3		405	1	38	50.0%	10.4%
事	莱		職		員	割	合	3	3.7%		1.3%	7.5%		1.2%				
運業	ė 1	tr .	*	職	員	件	数		-		194	-		187	-	Δ7	-	△ 3.6%
λ± 11	#U 1	*	*	HIL	~	割	合		-		0.7%	-		0.6%				
清拍		*	業	職	員	件	数		3		971	1		969	Δ2	Δ2	△ 66.7%	△ 0.2%
7FE 17	#F 1	*	*	収	묫	割	合	5	6.6%		3.3%	2.5%		2.9%				
船					員	件	数		-		15	-		14	-	Δ1	-	△ 6.7%
Mili					묫	割	合		-		0.1%	-		0.0%				
Z 0	n 4	也	の	職	員	件	数		19		12,642	15		14,691	△ 4	2,049	△ 21.1%	16.2%
٧ ٧	7 1	E	0)	柳	묫	割	合	35	.2%		43.3%	37.5%		44.1%				
	合		81			件	数		54		29,186	40		33,277	△ 14	4,091	△ 25.9%	14.0%
			ar			割	合	100	.0%		100.0%	100.0%		100.0%				
		<i>/</i> /	務災	*		件	数		44		25,590	35		29,662	△ 9	4,072	△ 20.5%	15.9%
内		77.	1万火	-		割	合	81	.5%		87.7%	87.5%		89.1%				
訳		286	M4 464	ф		件	数		10		3,596	5		3,615	Δ5	19	△ 50.0%	0.5%
		쁘	勤災	一百		割	合	18	.5%		12.3%	12.5%		10.9%				

⁽注) 割合の合計は、端数処理のため一致しないことがある。

地方公務員等の過労死等の公務災害の補償状況については、脳・心臓疾患に関しては、 2014年度以降の脳・心臓疾患の公務災害受理件数は、5年連続で増加し、2018年度は58件 (前年度比3件増)となりましたが、2022年度は50件となっています。その一方で公務 上認定は17件(34%(前年度55%))にとどまっています。

2021年9月に心・血管疾患及び脳血管疾患の公務災害の認定基準が改定され、①長時間 の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間外の負荷要因を総合評価すること、②長 時間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し等が行われ、公務 災害の請求件数は増加しているものの、認定にあたっては横ばいとなっています。

精神疾患等に関しては、2014年度以降の精神疾患等の公務災害受理件数は、増加傾向で あり、2022 年度に 224 件(前年度比 31 件増)となりましたが、2022 年度の公務上認定は 53件(23%(前年度34%))にとどまっています。

2023年9月に民間労働者を対象とした労働者災害補償保険制度において、心理的負荷に よる精神障害の認定基準が改正され、2024年2月には国家公務員について人事院が精神疾 患等の公務上災害の認定指針を改正しました。これらを受けて 2024 年 3 月 22 日、地方公 務員災害補償基金は精神疾患等認定基準を改正しました。主な改正内容は、①精神疾患の 悪化の公務起因性が認められる要件の見直し、②精神疾患事案にかかる医学的知見の収集 の合理化、③自殺案件にかかる医学的知見の収集の合理化、④業務負荷の分析表の記載内 容の具体化となっており、今後どのような認定件数となるか注視する必要があります。

	лд 0 л	1417 (78) - 873				
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
脳・心臓疾患	受理件数	58	45	49	40	50
加·小顺次志	認定件数	14	25	22	22	17

脳・心臓疾患の地方公務員の公務災害補償状況

2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 受理件数 131 153 148 193 224 精神疾患等 13 54 60 53 認定件数 66

精神疾患等の地方公務員の公務災害補償状況

2. 基金による審査の問題点

地方公務員の災害補償制度は複雑なこともあり、組合員に周知されておらず、権利行使 の機会を十分に保障されていません。とくに、当局が公務災害として認定申請を拒否する 例もみられます。災害補償基金制度が当局の責任を追及する趣旨ではないことを理解し、 積極的に協力を求めることが必要です。

地方公務員災害補償基金(以下、基金とします)の公務上業務認定基準はきわめて限定 的で、とくに腰痛、頸肩腕障害、脳・心臓血管疾患、精神疾患や過労死については、被災 者救済の立場が非常に弱いといえます。基金には「本部協議」という制度があり、脳・心 臓血管疾患などの循環器系障害や精神疾患による過労死については、必ず本部に協議する こととされており、これらの認定率は非常に低率です。

さらに、頸肩腕障害や腰痛については、地方公務員災害補償基金支部(各都道府県に設置。以下基金支部とします)の判断が困難な事案は本部協議を行うこととなっていますが、 やはり「本部協議」の結果、給食調理員や保育士などの頸肩腕障害や腰痛はなかなか公務 災害と認められず、極めて少ない公務上認定しかなされていません。

私たちは、厚生労働省や基金等に対して、認定基準の緩和、拡大に取り組んでいかなければなりません。また、各県、政令指定都市におかれている基金支部に対しても、被災者救済の立場にたった認定業務を要求し、基金支部の窓口が被災者に申請・相談しやすいような対応、システムを求めていく必要があります。

職業性疾病の認定闘争は、非常に厳しい状況におかれていますが、過去「指曲がり症」の公務災害認定の取り組みなどを通じて、基金の姿勢を少しずつ改善させてきたという成果を踏まえて、綿密な調査と組合主導の交渉、基金支部や支部審査会民主化を通じて、さらに拡げていかなければなりません。

また、基金の公務上外の認定基準と、裁判所の判断基準にかい離が生じていることにも注目しなくてはいけません。過労死をめぐっては、基金の認定基準は「相当因果関係説」を取っており、業務がほかの原因に比べて相対的に有力な原因であると認められないと公務上と認定されません。しかし、判例・裁判例の中には、必ずしも公務遂行を相対的に有力な原因とする必要はなく、公務が精神的・肉体的に過重負荷となり、基礎疾病と共働原因となって死亡した場合には公務上の死亡として認める例も出ています。

3. 労働側参与の役割

基金支部が「公務外」と認定し、その決定に不服がある場合は、基金支部審査会に審査請求をすることになります。この審査会で「公務上」として認定させるためには、支部審査会での取り組みが重要となっています。参与として最も重要なのは、組合員(被災職員)の主張に寄り添いながら、慎重な審理を求めていくことです。

支部審査会で審査請求人の口頭意見陳述が行われる場合には、質問を通じて争点を整理し、明確にさせた上で支部審査会委員に公務災害認定を促すことが有効です。

現行認定基準は、業務遂行性と業務起因性が要件となっています。業務起因性は厳しい「相当因果関係」を必要としているため、業務と災害の因果関係を主張していくことが重要です。基金の専門員(医師)と主治医の意見がわかれることがあります。基金側は専門員の医学的見解を主張しますが、基金の専門員は提出されている診断書など書類上だけの判断でしかありません。参与としては、実際に診療している主治医の診断を優先し、尊重するよう審査会で主張していきます。参与としての意見書作成にあたっては、協力的な医師や弁護士との連携により、認定基準をクリアできるよう立証していくことが認定への近道となります。なお、基金本部の集計によると、2022年度の支部審査会での公務外認定に関する受付件数は88件で、うち脳疾患が3件、心臓2件、自殺が10件、精神疾患が29件

となっています。また、裁決件数は82件ですが、公務外認定の取消しは8件にとどまっています。

支部審査会は書類審理が原則となっているため、実際に職場で起こっている労働実態や問題点は、被災職員もしくは参与が意見しなければ、審査委員には伝わりません。参与は、実際に現場(職場)を訪問し、問題点を組合員とともに検証したり、資料収集や鑑定等を基金に促し、現場実態を浮上させることなどに取り組む必要があります。安全衛生管理体制がどうであったか、任命権者の義務や責任はどうかなどといった視点も取り入れた対策を進めます。近年では、基金の認定基準と裁判所の判断基準にかい離が生じているケースも見受けられます。例えば、うつ病による自殺については、基金では「公務外」とされたものでも、裁判によって「公務上」を勝ち取ったというケースが多くあることから、認定基準の改善と弾力的運用を求めていくことも参与の役割です。

地方公務員災害補償基金支部審査会における審査請求の処理状況について

$\overline{}$		処理状	況					令 和 4	1年度処理	里件数		
		\			令和4年度	_		裁		決		処 理
請	求事由		<u> </u>		受付件数	取下げ	却下	棄却	ー 部 取消し	取消し	裁決計	件数計
公	務	外	認	定	88	2	0	73	1	8	82	84
	う	ち		脳	3	0	0	2	0	0	2	2
	う	ち	心	臓	2	0	0	3	0	0	3	3
	う	ち	自	殺	10	0	0	5	0	0	5	5
	う	ち	精	神	29	0	0	26	0	2	28	28
通	勤災	害	非 該	当	10	1	0	6	1	1	8	9
療	養補	償 等	不支	給	23	2	2	28	1	3	34	36
障	害	等	級	等	5	1	0	4	0	0	4	5
そ		Ø		他	2	1	1	1	0	0	2	3
	合		計		128	7	3	112	3	12	130	137

⁽注) 1 複数の傷病を併せて請求事由としているものについては、主たる傷病で計上している。

² 令和3年度以前に審査請求を受け付けて、令和3年度末現在において審理中の件数は142件となっている。

地方公務員災害補償基金審査会における再審査請求の処理状況について

$\overline{}$	_ <u>/</u>	0.理状	況					令 和 4	年 度 処	理 件 数		
		\			令和4年度			裁		決		処 理
請	求事由	_	\		受付件数	取下げ	却下	棄却	ー 部 取消し	取消し	裁決計	件数計
公	務	外	認	定	25	1	1	20		2	23	24
	う	ち		脳	1							
	う	ち	心	臓	1			2			2	2
	う	ち	自	殺	1			1		1	2	2
	う	ち	精	神	15		1	7			8	8
通	勤災	害	非 該	当	3			1			1	1
療	養補	償 等	不支	給	6			9		1	10	10
障	害	等	級	等	3			1			1	1
そ		Ø		他	2		2	4			6	6
	合		計		39	1	3	35		3	41	42

⁽注) 1 複数の傷病を併せて請求事由としているものについては、主たる傷病で計上している。

² 令和3年度以前に再審査請求を受け付けて、令和3年度末現在において審理中の件数は45件であった。

\vdash

労働側参与の役割について 地公災制度の問題点と

2024. 04. 18 弁護士 緒 川 潔





 ∞

2008年~ 弁護士

2011年~2016年中央大学法学部客員講師

(2016年~2023年同非常勤講師

労災(公務災害)事件、 公務員の一般事件、 の衙





認定件数等 ■公務災害

補償制度 删 兴 務員 地方公司

10頁 ら真

7

点と労働者側参与の役割 盟 の問 座 垂 地公然

50頁

쌔 (怪我の事 踞縮(

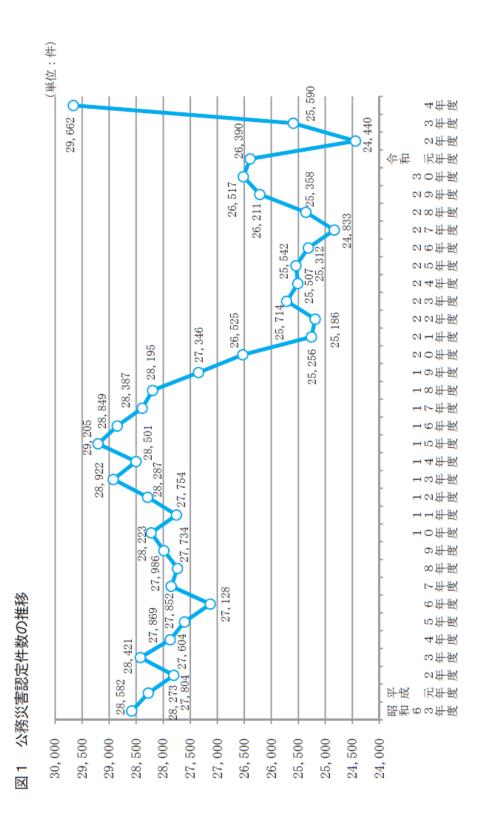
至69

死事案)75頁 の向 (精神疾患 既縮

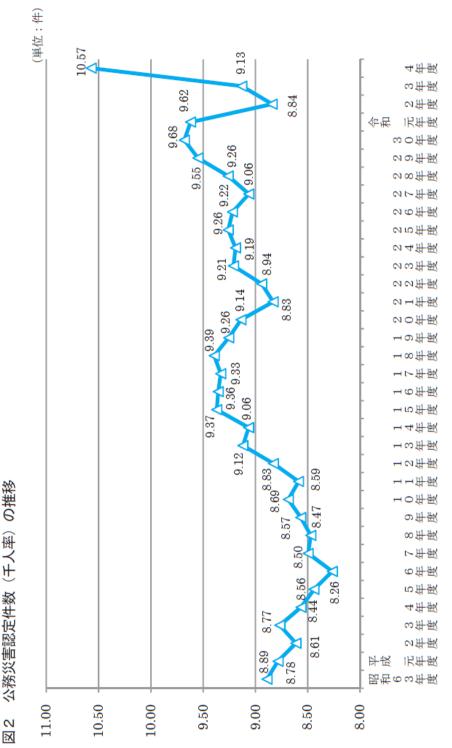


一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」 地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

災害補償統計の概要」より 般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況 員災害補償基金「常勤地方公務員 公務員 甚为



金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より 般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況 害補償基 公務買祭 地方、



※千人率の基礎となる職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成 26 年度までは教育長を含む。)。

地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況

警察職員 4,993 16.8% 義務教育学校職員 6,230 義務教育学校 職員以外の 教育職員 3, 199 10.8% 職 員 区 分 別公務災害認定件数 (令和4年度認定分) (単位:件) 29,662件 1,287 職員 その他の職員 12, 608 42. 5% 運輸事業職員 清掃事業職員 水道事業職員 電気・ガス・ 1.0% 0.5% 3.0% 船員 0.0% 144 882 13

図3 職員区分別公務災害認定件数

地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況



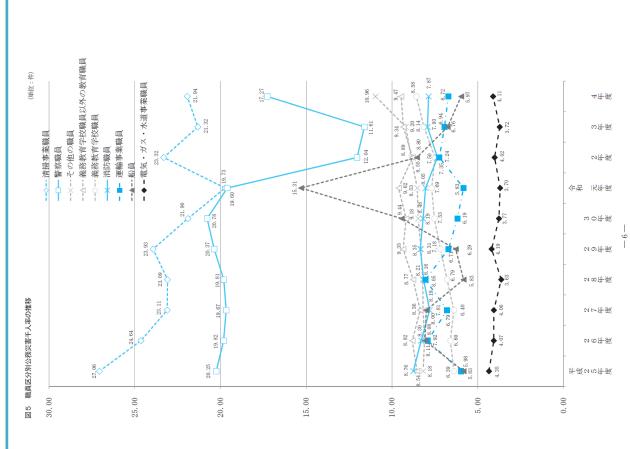


公務災害認定件数等

表1 月	職員区分別	職員区分別公務災害認定件数及び千人率	件数及び千人	掛			上段は認定件数	(件)、	、下段は職員数	員数 (人)
	/		令和3年度			令和4年度			前年度比	
			構成比	千人率		構成比	千人率		構成比	千人率
	務教育	5,890	23.0%	0	6, 230	21.0%	0	340	-2.0%	
沙	校職	員 723,749	25.8%	0. 14	726, 521	25.9%	0. 00	2,772	0. 1%	0.44
義務	教育学いり	校 3,184	12. 4%	0.94	3, 199	%8 '01	0.47	15	-1.6%	13
Щ	が無言	340,910	12. 2%	9. 04	337, 819	12.0%	9.41	-3,091	-0.2%	0.15
	400	3, 357	13.1%	11 61	4, 993	16.8%	17 07	1, 636	3.7%	Ü
in in	Ä.	289, 141	10.3%	11.01	289, 074	10.3%	17.71	<u> </u>	0.0%	o. co
	如和和	1, 293	5.1%	2 00	1, 287	4.3%	7 07	9–	-0.8%	90
E .	地	163, 098	5.8%	1. 93	163, 612	5.8%	1.81	514	0.0%	0.00
電気	・ガス・水道	(章) 280	1.1%	0 70	306	1.0%	1	26	-0.1%	06 0
事	業職	月 75,249	2. 7%	9.12	74, 510	2.7%	4.11	-739	0.0%	0.03
	輸事	業 150	0.6%	6 04	144	%9 '0	02. 3	9–	-0.1%	66 0
搬		見 21,628	0.8%	0.94	21, 422	0.8%	0. 12	-206	0.0%	-0. 77
清	事 計	業 878	3. 4%	01 99	882	3.0%	01 04	4	-0. 4%	69 0
搬		員 41,182	1.5%	21. 32	40, 198	1. 4%	21. 34	-984	-0.1%	0.05
φV	Д	15	0.1%	. 22 3	13	%0 '0	20 2	7-	-0.1%	0 40
加口		2, 219	0.1%	0.70	2, 179	0.1%	0.31	-40	0.0%	0. 73
N	の他 6	O 10, 543	41. 2%	0.00	12,608	42.5%	10.06	2,065	1.3%	1 76
盤		員 1,145,586	40.9%	9. 20	1, 150, 429	41.0%	10. 30	4,843	0.1%	1.10
4	111	25, 590	100.0%	0 13	29, 662	100.0%	10.57	4,072		1
п	···	2, 802, 762	100.0%	9. IO	2, 805, 764	100.0%	10.01	3,002	ı	1. 44
# - +/-	、た、一杯、井)な	10% 七米日報 4	AN Zhola Fide Lon	477	田小牛田田一株日十	1				

※千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」による。

公務災害認定件数等



割合の合計は、端数処理のため一致しないことがある。

無

害補償統計の概要」より 般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況 <u>\$</u>3 勤地方公務員 害補償基 地方公務

5.6% 1.4% 44.2% 0.1% 10.4% 3.6% 0.2% 6.7% 16.2% 14.0% 15.9% 0.5% 単位:件 ◁ 4 ◁ ◁▮ ト 減 △ 11.1% △ 57.1% △ 21.1% △ 20.5% △ 50.0% 0.0% 44.4% 50.0% 25.9% うち死亡事案 7% 聖 66. 対前年度増減 ◁ ◁ ◁ 359 909 2,049 4,072 19 50 38 2 4,091 ◁ ◁ ◁ 4 数 うち死亡事案 4 4 4 1 6 2 ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ 世 < 3,615 6,764 20.3% 3,598 5,239 ,410 405 0.6% 696 44.1% 29,662 10.9% 10.8% 4.2% 2.9% 4 0.0% 89.1% 15.7% 2% 100.0% 187 14,691 33,27 数 令和4年度 世 12.5% 20.0% 12.5% 12.5% 7.5% 3, 2.5% 37.5% 35 5 ∞ 5 5 15 100.0% 87.5% 29,186 12.3% 6,405 21.9% 3,548 12.4% 194 0.7% 3,596 12.2% 3,633 3.3% 0.1% 12,642 43.3% 100.0% 25,590 87.7% 4.8% 367 % 971 4 数 令和3年度 10 18.5% 35.2% 3% 13.0% % 9 19 00.001 4 81.5% 16. 16. 6 3 数合 数合 数合 数合 数合 数合 数合 数 ŲΠ ŲΠ 数 包 件 副 年 掣 年 割 中国 中軍 生 割 世紀 生 副 生 副 生 副 世 配 生 置 畖 맇 割員 嘽 畖 Щ 呱 嘽 職職 龗 尔 大 公務災害 通勤災害 瓣 艱 類 核育 校 譺 籱 纇 盂 業 粣 6 M 小 孙 K 教 旨 깪 干 冊 冊 割 数の 弫 ◁Ⅱ 獙 教 纁 謔 6 務外 冥 滐 内訳 糕 義以 鲗 浜 **₩₩** 뻸 뺒 器 そ

18

公務災害認定件数

9 職種別公務災害の認定事由別等件数

第1表

(10.0)(10.0)(10.0)(40.0)(100.0)23.5 (30.0)37.4 100.0 18.7 遍 (10)100.0 (28.6)# Ξ 9669 (3) 1775 Ξ 9901 $\widehat{\Xi}$ 276 131 733 13 (4) 9550 86.2 | # 13 19 63 0.2 21 韦 6 ¢п そ 伴 恨件 0.0 に 怨 个 聖 上の不 (年) 設備の不完 全又は管理 13 23 0.1 Ξ 31 49 0.2 6 上のもの) (件) 出退勤途上(公務 20 33 110 (30.0)Ξ Ξ 1.0 3 263 衇 (1) 78 39 166 80 990 1913 中 也 上 供 (1) (30.0)3 <u>+6</u> 出又任 甸 外務中供 0.1 当 職 担の遂 1373 160 1553 # 6. 1 # 禁 諞 5647 (1) 21679 117 191 691 <u>2</u> 8377 の落中俳 口 个 自職遂 道員 ŲП 負傷・疾病の区分 認定事由等 の区分 譺 職職 大 譺 譺 譺 育学校 数育 ス・職 核 譺 譺 卌 翭 6 掛 育 Ŧ 職員の区分 冊 割 数の ***** 獙 臣 務教 讏 6 謔 務外 冥 義以 羰 浜 ŲΠ 郦

4.2

ŲΠ

1.1

0.5

2.9

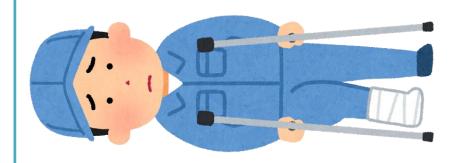
0.1

.

2.2-	
銏	8
*\$#TR'	
数	
30.2	

_	
鉪	
201	14.
•	
الكاليا ال	
	1111
-1 -1	
	100
3237	
W-31	
A -/ 11	1.1
然	120
TXT/	1.
N	٠,
15 L	: : : - (
MA	
10 11	

第1号 第2号 認定事由等 公務上 へ の区分 の負傷 (こよる) 疾 病 第7号 (件) (件) (件) (件) (件) (件) 務教育学校職員 (1) 務教育学校職員 (1) 務教育学校職員 (1) の教育職員 60 8 外の教育職員 60 8 (1) (4) (件) (件) (円) (円) (1) (1) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1																	_		
記記書田等 公務上 の区分 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ち患	卟	第9号				第 10	<u>a</u> t.	その他な	その他公務起因性の明らかな疾病	tの明られ	いな疾病					死 十	***	<u>₩</u>
(件) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (お) (株) (お) (株) (お) (株) (お) (株) (1) (1) (1) (1)	供 电		幸	心器	盤	胸腹部 職器冻 患(肝臓 食	#	腰		皮膚病間	眼疾患]	耳疾患量	事疾患 そ	90他	√ □	神		!	i
務教育学校職員	(#)	・ (本) (本)	条 (年)	茶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	茶 等 (羊)	₩ <u> </u>	(#)	#)	症候群 (件)	(本)	(#)	(#)	#) (集)	÷)		(執)	(#)	(%)
郊炎 l 十 女 張 j l l l l l l l l l l l l l l l l l l	(1)	(2)	(2)													(6) (24.0)	(0	(2)	(20.0)
務教育学校職員 外の教育職員 察職員 45 ()	2	3	∞	2				c.s	2	7	20	7		18	87	234 5.	7	6230	21.0
外の教育職員 60 察職 員 45 5	(2)		(2)					 								(4) (16.0)	(0)	(4)	(11.4)
※ 職 員 45	3		9					2		3	8			60	100	177 4.	3	3199	10.8
45			(1)	(1)											(1)	(2) (8.	(0)	(2)	(14.3)
_		1	4	5	1	1		2		2	3	3		81	116	218 5.	3	4993	3 16.8
曹世			(1)													(2) (8.	(0)	(3)	(8.6)
456		1	4	4				3		2	1	8	\dashv	81	126	221 5.	4	1287	4.3
ガス														(1)	(1)	(2) (8.	(0	(3)	(8.6)
業職			1							3	2			5	11	30 0.	7	306	3 1.0
運輸事業職員 9 1			1											1	61	13 0.	8	144	1 0.5
海 市																(1) (4.	(0)	(1)	(2.9)
* *								1		7	25			33	78	149 3.	9	882	3.0
吨																		13	3 0.0
	(2)	(1)	(2)											(1)	(1)	(8) (32.	(0)	(12)	(34.3)
	9	1	27	366	40	1		6	2	89	116	2	\dashv	785 1	.471 30	3058 74.	9	12608	3 42.5
	(2)	(3)	(8)	(1)										(2)	(3)	(25) (100.0)		(0) (32)	(100.0)
	11	9	51	377	41	2		21	4	92	175	20		1064 19	1991	4100 100.	0	0 29662	100.0
(8.0) (16.0)	(20.0)	(12.0)	(32.0)	(4.0)										(8.0)	(12.0) (100.0)	<u> </u>	_	_	_
割 合 12.3 37.4	0.3	0.1	1.2	9.2	1.0	0.0		5.	0.1	2.2	4.3	0.5		26.0 48.	3.6 100.0	0.	\downarrow	1	
(%)															(71.4)	<u>4</u> .	(0.0)	(100.0)	
								•							13.	×.	0.0	100.0	



志 古 公 然 三

地公災法1条参照

て舗 公務上の災害(負傷、疾病 又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受け 賞を行い、これらの者の生活の安定と福祉(向上に客与せん) 当該職員又はその遺族に対 上に寄与すること 地方公務員が、 た場合に、

地方公**谿**員然害補償制废

魏定(鲍公滨)

45条1項

者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因 つ、若しくは障害の状態と・・・なつた場合においてその かり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡 「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にか ²³ によって受ける損害は、補償されなければならない。」

く公務遂行性と公務起因性>

45条2項

「前頃の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。」

3個

前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項 が定められなければならない。 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要 な療養又は療養の費用の負担に関する事項

地方公務 員 然 事 統 事 補 質 制 既

戦員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の 期間・・・におけるその職員の所得の喪失に対する 補償に関する事項

25

その職員の受ける損害に対する補償に関する事項 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久 こ、又は長期に所得能力を害された場合における

詢方公谿

職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当るの収入によって生計を維持した者の受ける損に対する補償に関する事項」 图

4項

26

去律によって定める 国の制度との間に権 払われなければなら 1項の補償に関する制度は、 とし、当該制度については、 失しないように適当な考慮が

に関する制度→地方公務員災害補償 ⇒地方公務」 法律

割 方 分 務 買

(損害賠償請求との違い)

- ① 無過失責任
- 精神的損害は 身体的損害のみ(物的損害、 かまず)
- 予め定められた基準に従い定型的な内容で 補償の給付
- 損害の全額ではなくその一定割 原則として、 合分を補填

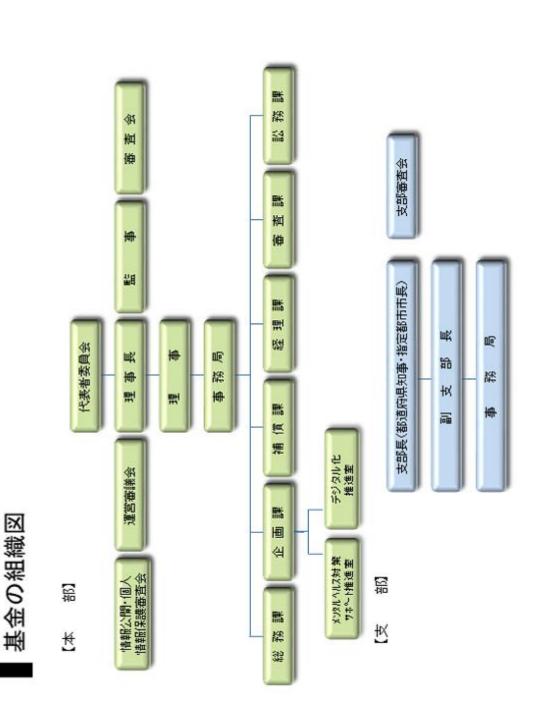
XF.

過多然語館

の条

28

は通勤による災害を の促進、被災職員及 |職員についてこの法律(•••)に定める補償を実 関に 対する援助その他の職員及びその遺 公務上の災害の防止 要な事業を行うため、地方公司 並びに公務上の災害又は通勤と職員(・・・)の社会復帰の促進 族の援護、 **が**(……) けた職員 遍 の福祉(補償基金) 以その る活動 函



地方公**谿**員然害補**喧**制展

24条1項

「基金は、この章(注:第3章)に規定する補償の事由が生じた場合に、この法律に定めるところにより、補償を受けるべき職員若くは遺族又は葬祭を行う者に対し、補償を行う。」

24条2項

「基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。」

定款22条

「支部長は、業務規程で定めるところにより、当該支部の所管に属する地方公共団体等の職員に係る第20条の業務を行う。」

業務規程4条2項

公務又は通勤により生じた災害であるかどうかの認定に関する 事項など

地方公務 三 然 三 然 市 補 配 動 所

補償の種類と請求主義

25条1項

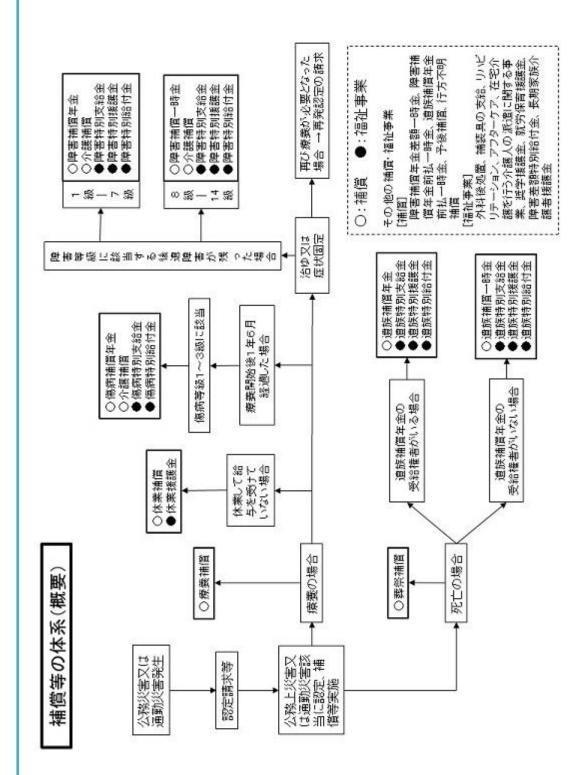
「基金の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。

時金)、⑤介護補償、⑥遺族補 →①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償 時金)、⑦葬祭補償 (遺族補償年金、遺族補償一 (障害補償年金、障害補償一 31

25条2項

当該補償を受 けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づ 前項各号(第3号を除く。)に掲げる補償は、 いて行う」

補償の具体的内容は26条以下



補償の一覧

名券	補償事由	補償內容
療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである(療養上相当と認められるものに限る。)。 (1)診察 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療 (4)居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5)病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
休業補償 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき 公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則(以下「則」という。)別表第二に定める傷病等級に該当する場合	公務又は通勤により負傷し、又は疾病に 1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給すかかり療養のため勤務できない場合で、 る。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等給与を受けないとき に拘束若しくは収容されている者には行わない。公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が地方公 第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給答員災害補償法施行規則(以下「則」と する。 する。 当する場合
障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病に かかり、治ったとき則別表第三に定める 程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、8 級から第14級までは一時金を支給する。

動 方 多 霧

介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、総務省令で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間(病院等に入院している間又は身体障害者療護施設等に入所している間を除く。)支給する。
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	(1)遺族補償年金配偶、祖父母又は兄弟姉妹(ただし、妻以外の者にあっては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの(一定の障害の状態にあるもの又は60歳以上のもの死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。 (2)遺族補償一時金和(1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 自年金を受けることができる者がいないときは、Aの場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金としてAの者に支給する。
葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者 (現実に葬祭を行った者があるときは、その者)に対 し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する額を 加えた金額(この額が平均給与額の60日分に相当する 金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当 する金額)を支給する。

障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、 既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一 定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額 を支給する。
障害補償年金 前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
(船員の特例) 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間(1月を超えるときは、1月間)支給する。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている者には行わない。
(船員の特例) 行方不明補償	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間(3月を超えるときは、3月間)1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。

割力切務 国然 高额

器似事警……478

47条1項



47条2項

務上の災害を防止するために必要な事業を行うよう に努めなければならない。」 - 基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の 災害の防止に関する活動に対する援助その他の公

30

福祉事業の一覧

種類	内容
外科後処置	地方公務員災害補償法施行規則(以下「則」という。)別表第三に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められるもの等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
補装具の支給	則別表第三に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補 装具の支給を行う。
リハビリテーション	則別表第三に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復 等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行 う。
アフターケア	傷病が治ゆした者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有するものに対し、円滑な社会生活を営ませるために、一定範囲の処置を行う。
休業援護金	休業による給与減等を補うものとして休業援護金を支給する。
在宅介護を行う介護人 の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給する。
奨学援護金	年金たる補償の受給権者等の学資の支弁を援護するものとして奨学援護金を支給する。
就労保育援護金	就業している年金たる補償の受給権者の保育費用を援護するものとして就労保育援護金 を支給する。
傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給 金を支給する。
障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を 支給する。

清标時間古給全	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支
	給金を支給する。
陪审時別極業令	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援
早古付別及暖本	護金を支給する。
 	遺族補償の受給権者に対し、一時的出費を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて遺族
退跌付加坡跨亚	特別援護金を支給する。
4年4年1186年今	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷
河기시 1寸 July mail 1 3 五	病特別給付金を年金として支給する。
陪事時別終行令	障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として障
(부금(17) 파기	害特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)。
学 学 学 社 学 社 学 計 学 計 学 計 参 計 参 計 参 計 参 計 参	遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として遺
JA 11 Ja	族特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)。
	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金
障害差額特別給付金	により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として障害差額特別給付金を支
	給する。
	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神
	又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給
長期家族介護者援護金	すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その
	死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を
	満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給する。

越方公務員然害補償制度

満慮の手続---45条

四四

基金は、この章の規定による補償(・・・)を受けようとする者から補償の 求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤! り生じたものであるかどうかを速やかに認定し、その結果を当該請求をし 者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。 2福

基金は、前項の規定による認定をするに当たっては、災害を受けた職員の 任命権者の意見をきかなければならない。

3.酒

基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補 賞年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通 知しなければならない。

(なお福祉事業についても、各種補償の請求に準じて、被災職員等からの申請に基づき給付が行われる)

地方公務 三 然 宇 統 宇 衛 動 所

(「補償実施の手引」より)

- く。)の請求を行う(療養補償を受けようとする者に あっては、当該災害が公務災害又は通勤災害で して、支部長に対し各種補償(傷病補償年金を除 被災職員又はその遺族等は、任命権者を経由 あることの認定を求める請求を行うとともに当該補償の請求を行う。)。 ※公務災害認定請求書 の欄外の注意事項
- 付し、提出されたこれらの請求書の記載内容を点 検し、所要の証明等を行い支部長に送付する。 2) 任命権者は、当該災害の認定に関して意見を

割力公務 三

- 養補償を受けようとする者に対しては、補償 の決定通知の前に認定の通知をする。)。 支部長は、当該災害が公務又は通勤により じたものか否かを<mark>速やか</mark>に認定し、各種 償の決定者及び任命権者に通知する(療
- 公務災害又は通勤災害と認定した災害に 係る各種補償の請求に対しては、それぞれ 、現物給付又は金施する。 の定めるところに従い、 法の定めるところに従じ、銭給付の形で補償を実

株式第1号(第10分改正,一部、第17分设正,一部、第18分改正,一部、第30分设正,一部、第30分改正,一部、第30分改正,一部、第46次改正,一部、第48次改正,一部、第50分改正,一部、第50分改正,一部)

(H·ma) waskucki.-ma, waskucki...ma, waskuckii. (H·ma) 公務災由認府器決軸

□常動
□令第1条職員 分ごろ ш 女口 Н 盐 (電話 # 日男 ₩ 胀 中 後 所属部局・諜・係名 ш 氏 名 被災職員との続柄 * 略 報 明 明 ₽ (田棚田) 請求者の住所 請來年月日 Щ ふりがな _ ш 共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 # 下記の災害については、公務により生じ Щ 支部長 たものであることの認定を請求します。 # 傷病の部位及びその程度 地方公務員災害補償基金 災害発生の場所 災害発生の日時 ふりがな 傷病名 所属团体名 杂 1被災職員に関する事項

様式 第3年(第2次以正・全部、第25次以正・一郎、第26次以正・一郎、第40次以正・一郎、第80次以正・一郎)

公務災害認定通知書

年 月 日	基金 支部長印		災害については、地	の災害と認定した							В									
	地方公務員災害補償基金	公務災害の認定について	日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地	審査の結果、公務		밅					年 月									
		公務災害の					国体	国名	氏名	ф.	яв	発	!	i	•	#	•	i	•	•
			年 月	方公務員災害補償法の規定に基づき、	ので、通知します。		被災職員の所属団体	及び所属部局	被災職員の氏	認信	災害発生年月	第 范				刪				

高古公務宣

(sto x8

1 文部審査会への審査請求 この決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え (下記3) は、審査請求の前職規定 (地方公務員災害補償法第56条) により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 着査請求に対する支部着査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補養基金着査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

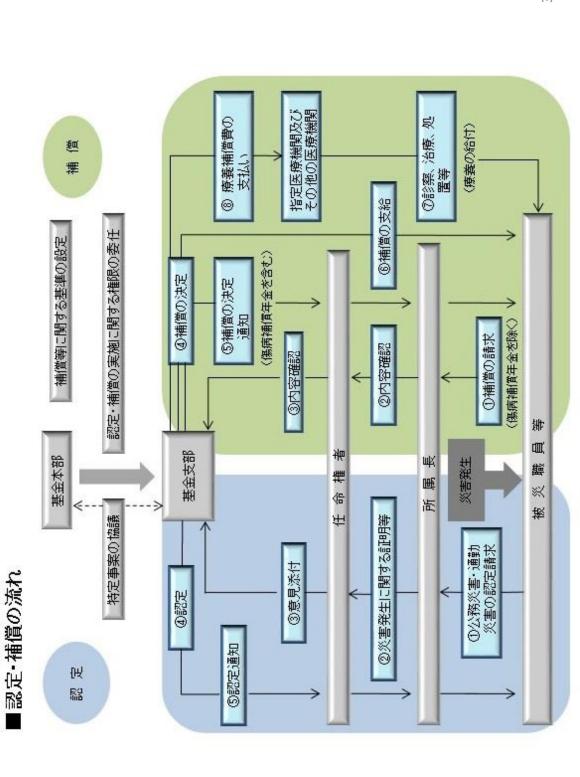
(2) 上記1の審査課状をした日の翌日から起算して3か月を経過して5数決がないときは、数決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する吸消解型

(2) 大のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を確ないで本件処分の指指しの罪えを機配することができます。(3) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても数

決がないとき。 ② 本件処分、本件処分の執行又は平額の銀行により生ずる着しい損害を避けるため、 適けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) 審査会に対して再審査課末(上記2)をした場合には、その裁決を経る質又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを完成することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して

1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくな



の数

不識等过气… 51条

が担

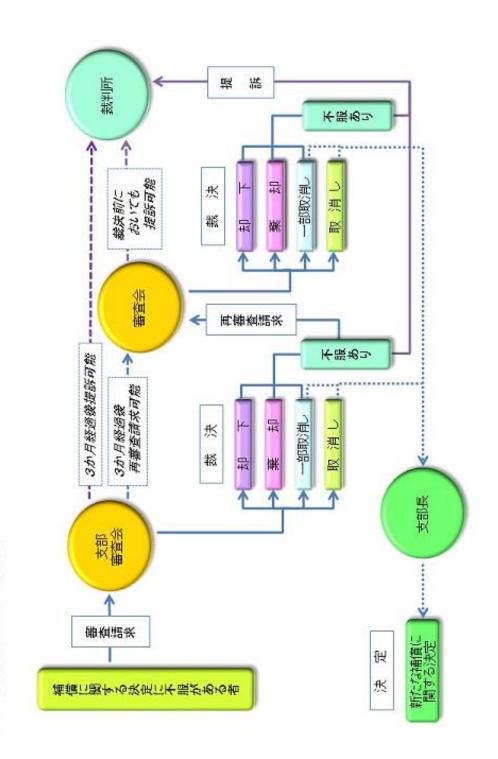
3强

|頂(

40

分数

■不服申立の流れ



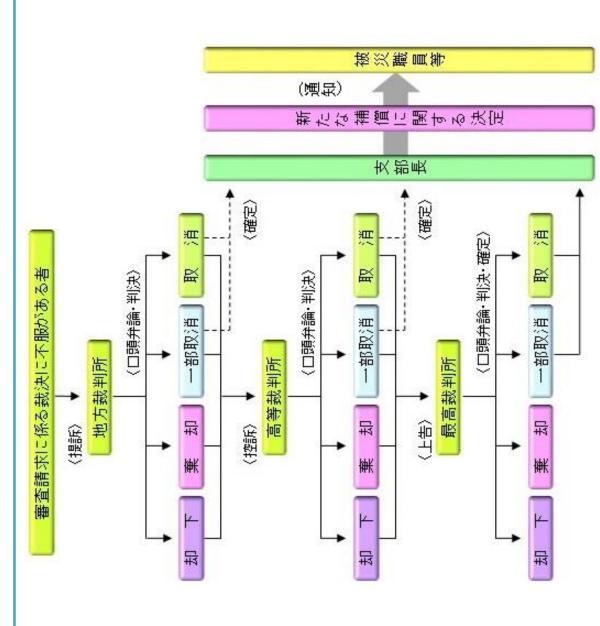
42

地方公務 員 然 事 統 事 補 實 制 成

不殿時心前置許議…。26条

の訴えは、当該処分についての審査請求に対する審 「第51条第1項又は第2項に規定する処分の取消し 会又は支部審査会の裁決を経た後でなければ、 することができない。」

- ①専門性•技術性
- ②補償内容の統一&裁判所の負担軽減
- ③中立性~職員の権利保護



劫方公務員炎害補償制度

京部電路会の確認・参与の金買づけ

52条(審査会及び支部審査会)

「基金の主たる事務所に審査会を、従たる事務所に支部審 **査会を置く。**」

55条(支部審査会の組織及び運営)

部審査会は、委員3人をもつて組織する。」 1 恒

、学識経験を有する者のうちから従たる事務所の 長が委嘱する。 「表員は、 2頃

頃の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。 この場合において、・・・『委員会議』とあるのは『支部審査会』 3項 「第53条第3項から第6項まで並びに前条第2項及び第3 と読み替える・・・」

劫方公務 員 然事補 電制 既

53条3項~6項(審査会の組織)

3項 「委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とする。」

4項「委員は、再任されることができる。」

「審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定め 60° J 5.强

は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員 6項「会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又 がその職務を行う。」

54条(委員会議

「委員会議は、委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、及び議決することができない。」 2頃

項「委員会議の議事は、出席委員の過半数で決す るものとし、可否同数のときは、会長の決するとこ ろによる。 ტ 52



地方公務 員 然 明 新 所

地方公務員災害補償基金業務規程

規程54条(意見の陳述等)

「審査会参与は、審理期日に出頭して<u>意見を述べ、又は意見</u> S書を提出することができる。」

規程55条1項(支部審査会参与の指名等)

する審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公 「支部長は、地方公務員災害補償基金支部審査会(•••)に対 共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員 を代表する者各2人を、あらかじめ指名するものとする。」

地方公**谿**員然事補**喧**制废

規程55条2項

求』と、『審査会参与』とあるのは『支部審査会参与』と、 前条中『審査会参与』とあるのは『支部審査会参与』と 『支部審査会参与』と、第53条中『審査会』とあるのは 規定により指名された者について準用する。この場合 「第52条第2項、第53条及び前条の規定は、前項の において、第52条第2項中『審査会参与』とあるのは 『支部審査会』と、『再審査請求』とあるのは『審査請 それぞれ読み替えるものとする。 54

地方公務 員 然 事 統 事 衛 動 態

(審査会参与の指名等)

規程52条1項

鉄団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員 を代表する者各6人を、あらかじめ指名するものとする。」 「理事長は、地方公務員災害補償基金審査会(•••)に対する 再審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公

規程52条2項

(補欠の場合においては、残余の期間)を経過した後において、 新たに審査会参与が指名されたときは、その地位を失うものと 「前項の規定により指名された者(•••)は、指名の日から二年

労働者側参与の役割

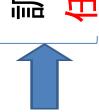
幽公然制度の問題点

① 申請・調査の問題点

申請~任命権者を経由して支部長に申請(施行規 則30条1項)

調査~地公災→任命権者→所属長へ調査依頼

所属長→任命権者→地公災へ回答



調査の長時間化

任命権者・所属長による妨害のおそれ

※公務災害認定請求書の欄外の注意事項

[*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。]

層記 な 然 遭

参与の役割

- 認定までの長期間化の問題点
- 原因

申請・調査の問題点件数の膨大化 2重の審査請求前置主義(→改正)

票準処理期間

法律~行政事件手続法6条

雪雪

軍庫

標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速 11月1日地基企第55号 化について(平成6年

52

側参与の役割

標準处理期間一覽

(単位:月)

全体の標準処理期間	21	9	∞	1	4	4	1	4	9	∞
基金における標準処理期間	1	4	9					2	4	9
任命権者に おける標準 処理期間	1	2	2					2	2	2
決定内容	当初の支給(不支給)決定(負傷)	当初の支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病 等)	当初の支給(不支給)決定(精神疾病)	2回目以降の支給(不支給)決定	支給(不支給)決定	当初の支給(不支給)決定	2回目以降の支給(不支給)決定	支給(不支給)決定(負傷による死亡)	支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡)	支給(不支給)決定(精神疾病と相当因果関係を もって生じた死亡)
番 (登) (単) (類) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対		療養補償	体業補償		障害補償	2	八陵衙員		遺族補償及び及び	奔
範 6	当初の支給(不)			2回目以降の支				支給(不支給)決		

労働者飼参与の役割

行政不服審查法16条

-••審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁 決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める・・・

●行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償基金 支部審査会の標準審理期間について(令和6年3月14日現在) 東京都支部審査会 12か月

神奈川県支部審査会 18か月

https://www.chikousai.go.jp/gyoumu/fufuku/kikan-sibu.pdf

●行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償基金審査会の標準審理期間について(令和2年4月1日現在)

標準処理期間 12か月

https://www.chikousai.go.jp/gyoumu/fufuku/kikan-honbu.pdf

働者側参与の役割

立証の問題 \bigcirc

立証責任は被災者側にある

特に、脳心臓疾患・精神疾患に関する立証は困難を伴

労働組合としての運動方針

方公務員災害補償基金労働側参与の学習と共有化を 進める。 被災者立証制度の抜本的見直しをはかるとともに、地

あ公然 制度の 問題 に

者画参与の役割

4)理事長協議制度

特定の事項については、支部長が決定をする前に、決 定案について、理事長と協議しなければならない

例) 心•血管疾患及び脳血管疾患

精神疾患

作用が 石綿による疾病 支部長と審査会は同じ判断になる可能性が高い

支部長の意見が覆る場合も

▶支部審査会の重要性

者 画参 中 の 役割 地公然制度の問題。

労働者側参与の役割(1)

本案の審理は、通常の場合、次のような過程を経る。

審査関係資料の収集及び検討•••①

支部審査会による調査(証拠調)•••②

コ頭による意見陳述の聴取・

参与による意見陳述・・・4

支部審査会による合議等.

9 審理手続の終結・ 支部審査会による裁決書審理•

あ公然制度の問題点と

労働者側参与の役割

たときは、書記は、審査請求人及び支部長から提出さ れた書類並びに支部審査会が収集した書類を整理し 審査資料を作成して、支部審査会委員及び参与に配 審査請求事案の内容及び争点が一通り明確になっ 布する。



200

の問題与人 **勒**公然體

労働者飼参与の役割

労働者側参与の殺割(2)

、商見を述 ||に出頭して意 審理期日(提出するこ | 審査会参与は、 、 又は意見書を



資料と認定基準の対照

独自の調査

口頭意見陳述での質問

意見書の提出も検討

動者側参与の役割 勘公然制度の問題。

労働者側参与の役割(3)

例えば…

①請求人に弁護士等の代理人がついている場合

▶ あらかじめ代理人と打合せを行い、具体的な争点を把握する&争点についての請求人の考えを把握する

66

2請求人に代理人がついていない場合

資料から読み取れる事実と認定基準のズ レがあるか確認する&ズレについて口頭意見 陳述などで確認の質問をする

地公 然制 既の 問題 点と

労働者働参与の役割

3労働の実態を委員に伝える

委員―学識経験を有する者→労働実態が分かってい るとは限らない

労働者側参与-職員の代表→労働実態が分かって いる(ことが前提) 67

〇口頭意見陳述の際に、質問という形で

〇委員に意見・意見書を出すという形で

61

あ公然制限の問題点と

労働者側参与の役割

- 4) 「公務災害認定への取り組みマニュアル」より(要約)
- *W* ●口頭意見陳述の際、質問を通じて支部審査委員に争点 理し、明確にさせる。
- る。 際に診療している主治医の判断を優先し、尊重させるよう主張 ▶基金の専門員(医師)と主治医の意見が分かれている場合、
- ●参与の意見書作成にあたっては、協力的な医師や弁護士との 連携により認定基準をクリアできるよう立証していく。
-)実際に現場(職場)を訪問し、問題点を組合員とともに検証した り、資料収集や鑑定等を基金に促し、現場実態を浮上させる
- ■認定基準の改善と弾力的運用を求めていく(運動論)

者画参与の役割 勘公然制限の間

法令通達の理解

労働者側参与の殺割(4)



し、並びに職員の社会復帰の促進、職員及びその遺族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な 地方公務員災害補償基金は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた地方公共団体等の職員に対し、地方公務員災害補償法に定める補償を実施 事業を行う地方共同法人です。

昆金に対する公務災害、通勤災害の認定請求や補償の請求等に当たり、ご不明な点がある場合は、基金各支部又は基金本部へご相談下さい。



2024/04/08

<

18°C (告り

あ公然制度の問題点と

労働者側参与の役割

法令・通達の理解

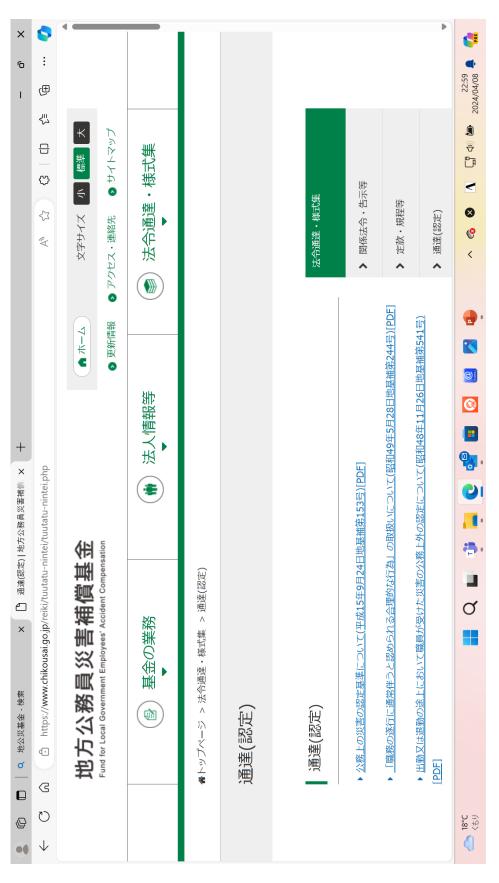
労働者側参与の後割(4)



労働者側参与の役割 あ公然制度の問題点と

労働者側参与の役割(4)

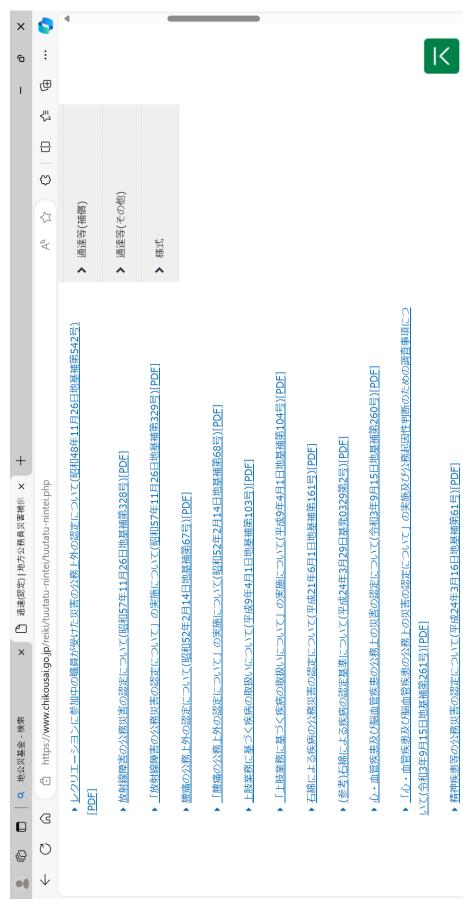
法令•通達の理解



労働者側参与の役割 ある終制限の問題点と

労働者運動の与の後望(4)

法令•通達の理解



S N

23:00

1

Ü

8

6

<

0

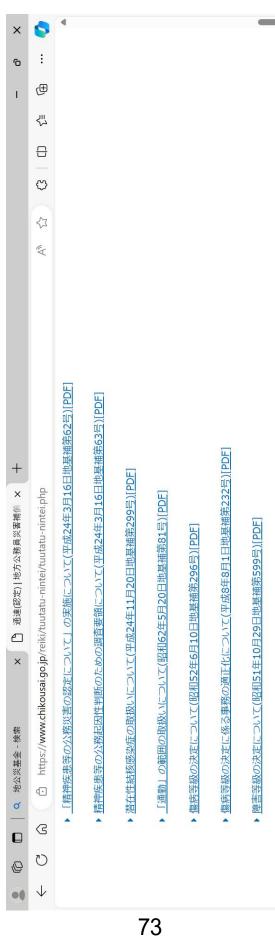
Q

18°C (古り

労働者側参与の役割 地公 然 制 既 の 問題 点 と

労働者側参与の後割(4)

法令 通達の理解



神経系統の機能又は精神の障害の認定と等級決定に関する調査事項並びに医学的資料及び医療機関の意見書等の収

集について(平成16年3月12日地基補第54号)[PDF]

障害等級の決定に係る事務の適正化について(平成8年8月1日地基補第233号)[PDF]

▶ MRI、CT等の検査により脳損傷を示す画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定について(平成25

年9月6日地基補第236号)[PDF

特殊公務災害補償及び国際緊急救助活動特例災害補償事務取扱要領(平成6年7月6日理事長決定)[PDF]

▶ 体業補償、傷病補償年金又は障害補償の制限について(平成7年9月1日地基補第158号)[PDF]

2024/04/08

ũ

8

6

0

0

4

Q

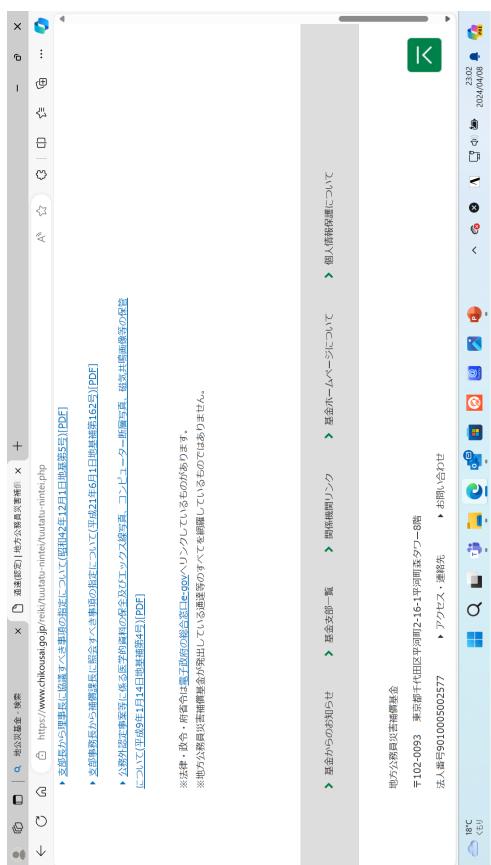
18°C

K

労働者側参与の役割 あな然制度の問題点と

労働者側参与の後割(4)

法令・通達の理解



【設例】

保育園の20代保育士。

動会の競技応援中に左足を負傷。

勒带損傷、半月板損傷。

支部段階では、本人に基礎疾患があったとして、 公務外認定。

【公務外とされた理由】

動作に過重性が認められない。

本人の基礎疾患の存在。

⇒公務起因性がない

※ 動作の加重性の有無については、災害発生状況見取図の書き方の影響があるか?

【本人・代理人の活動方針・1】

動作の過重性の主張立証

シ 回種事案の調査

>動作の加重性立証

証化 - 動作を動画撮影 & 書

-口頭意見陳述での再現

【本人・代理人の活動方針・2】

基礎疾患は不存在OR無関係

シ主治医の意見聴取

>主治医の意見書

>基礎疾患(不存在・無関係)について主張

主治医が非協力的な場合はセカンドオピ

【参与との関わり等】

● 争点の説明

口頭意見陳述での争点の明確化

→本人・代理人に対する質問

→現場の業務の加重性の確認等

(裁決)

→処分取消し(公務上) 半月板損傷→棄却(公務外) 靱帯損傷

写影論 (精神競鳥の自勿為影響)

【殼例】

30代の組合員が駅のホームから電車に飛び込んで自死。

ぼ一っとすることが多く、あまり眠れていないようだった」「 残 業が多く、帰宅するのは、毎日午後11時頃だった。休日出 勤も多かった。家でも持ち帰り残業をしていたようだった」と 当該組合員の妻から組合に対して、「夫は死亡直前、

組合は、組合員の遺族救済と過労自死再発防止のために、 公務災害認定の手伝いを行おうと思った。

組合にどのようなことができるのか・・・ ?

★主に組合用に作成したものですが、参与にも参考になる と思い掲載しました★

必ず参考にするもの(地公災基金のHPにリンクあ

)精神疾患等の公務災害の認定について(平成24 年3月16日地基補第61号

▶「精神疾患等の公務災害の認定について」の実 近こついて(平成24年3月16日地基補第62号)

)精神疾患等の公務起因性判断のための調査要 jについて(平成24年3月16日地基補第63号)

9/

1 認定要件

- ① 精神疾患の発症
- 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に 業務による強度の精神的又は肉体的負荷を 受けたことが認められること。

83

)業務以外の負荷及び個体側要因により対 象疾病を発症したとは認められないこと。

写影為 (網神彩島) 自多医事器)

2 ① 精神疾患の発症

■ 主としてICD-10(国際疾病分類第10版)のF2からF 4までに分類される精神疾患

→ICD10は組合事務所に置いておく

- DSMが否定されるわけではない(「実施について」)
- (DSM = 精神障害の診断と統計マニュアル)
- 被災者が精神科に通院していた場合
- 主治医の診断書、 意見書。 被災職員の肉体的 精神的 不調和の状況の書面化(遺族・職場同僚への聴き取り>> 組合の出番!)
- ※発症日や治癒の有無について要注意(→後述)

精神科に通院していなかった場合

→ もおらめない!!

被災職員の肉体的•精神的不調和の状況の書面化 (遺族・ 職場同僚への聴き取り→組合の出番!)

※ICD-10を 部する

※発症日や治癒の有無について要注意

※精神科医の意見書も検討する(心理学的剖検)

→参与も上記の点を意識して、口頭意見陳述の質問や委 員への意見を行う

意見書・陳述書作成の際のポイント

- ※発症日や治癒の有無についての注意点
- 発症後増悪との関係
- •••過重業務後に発症して自死→公務上認定されやすい 86
 - •••発症後に過重業務があって重症化して自死→認定されに
- 治癒との関係
- さな •••発症後に治癒して過重業務で再度発症して自死→認定さ
- ••過重業務後に発症したが治癒した後に自死→認定されない
- **→参与も上記の点を意識して、ロ頭意見陳述の質問や委員への意見を行**

※ICD-10を意識した聴き取りの必要性

例:中等症うつ病エピソード

①抑うつ気分、②興味と喜びの喪失、③易疲労

→2つ

) ①集中力と注意力の減退、②自己評価と自信の低下、③罪責感と無価値観、④将来に対する希望のない悲観的な見方、⑤自傷あるいは自殺の観念や行為、⑥睡眠障害、⑦食欲不振

十37

▶ 2週間継続

業務により強度の精神的又は肉 体的負荷を受けた。

神的又は肉体的負荷の検討 霏 (1)人の生命にかかわる事故への遭遇

または

(2)その他強度の精神的又は肉体的負荷 級 を与える事



別表 業務負荷の分析表 (第1次改正・一部、第3次改正・一部)

着眼する要素	〇出来事の異常性の度 ・通常想定される範囲を起えるか否か ・暴行等の程度、暴行等を受けた時の状 第、時間的な長さ、相手の精神状況、相 手との体格の違い	・事故・災害の内容、事故・災害に遭った時の状況、被害の招度 の本人の驚愕、恐怖、混乱の度 ・出来事に見らう程度かるか、本人の驚愕等が、異行等又1連載か、第四の数	等に見合った程度のものかどうかを含む)									
過重な負荷となる可能性のある業務例	○精神的に錯乱した患者から暴行を受け賃 傷した場合	○児童・生徒から激しい暴行を受け負傷し. 場合	〇乗客から激しい暴行を受け負傷した場合	〇住民から激しい暴行を受け負傷した場合	〇住民から激しい脅迫を受けた場合	○事故により、人体に極めて危険なウイルス に感染し、かつ治療が非常に困難である場 合	〇児童・生徒の悲惨な事故死に遭遇した場 合	〇患者の事故死に直接関与した場合	〇枚助活動の際に、悲惨な現場に遭遇した 場合	〇乗っていた船が沈没するなど、大規模な 事故に遭遇した場合	〇転落事故等に遭い、負傷した場合	〇大型の災害に伴う二次災害回避のための 対応を行う必要が生じた場合
	・公務上で重大な疾病や大きな付が含した きなけが含した ・職場で悲惨な事故や災害 の体験(目撃)をした ・職場での事故で障害が	残った										
221	1 無常な 田米華へ の 遭遇 の	NO										

○業務の難易度 ・新制度の創設、事故への対応等日常 おでない出来事の有無 ・職場で同様の業務を行っている職員の 業務の質との比較	・業務の要求水準と本人の処理能力・業 ・ 務務階とのギャップ ・ の処理期限の有無 ・ の処理期限があることに伴う作業の密度 ・ 期間に間に含かない。		・保持に対象でのスプリングを表現の程度、特殊期間 ○数量性の有無・他律的な業務か否か			○勤務時間数 火き客生前時の月間の時間外勤務、休 日勤務 ・政策な勤務の時間数 ・○業務量の相対的比較 ・○業務量の相対的比較 ・○業務を行っている職員の	が生まったが、 でで産業・休息時間の確保 ・心身の疲労の蓄積をさせない程度の 睡眠・休息がとれているか否か ・勤務間インターバルの状況	ans	、 公勤務の体制 ・ 交替制 変則勤務の状況 ・ 交替制 変別動務の状況 ・ 深夜勤務、 语目直勤務の有無と回数、 正規の勤務時間外の緊急対応の有無	○職務内容の変化の度 ・職場の一般的な異動か抜擢人事か ・襲動前の業務と比較して、職務内容の 困難性、業務量が増大した。 ・司業が問かに、金幣のおけるの	- 354441175 * 744450 * 34541175 * 1760 * 34541170 * 3	新寺との北京 (一動務環域: 生活環境等の変化の度 ・転居・単身赴任の有無	
〇新制度の創設、大規模な行事・イベント等 の開催準備・運営などのため一定期間昼夜 の別なく集中的に携わった場合	〇その成否が住民生活等に大きな影響を及 ぼす対外的な折衝に責任者として対応し精 神的緊張を強いられた場合	○立場の異なる国の機関、他の地方公共団体及び関係団体等との間に立って一定の方向性を出すための説得、調整の作業に従事した場合	○高度な調査技術が必要とされる違法行為 の摘発などの業務に従事し、関係者と軋轢 を生じる厳しい対応のあった場合	〇大型公共事業プロジェクトの執行に関し、 利害の異なる関係者間の調整が難航するな ど困難な事態に直面することとなった場合	〇住民の生命財産等に関わる業務の処理 のため、限られた期間内に、大量の作業を 行わなければならなかった場合	○事故、災害への対応等行政上の必要から、集中的な対応を表められる業務のため、 長時間勤務が続き、生理的に必要な最小限度の睡眠時間が確保できなかった場合	○条例案等の作成、対外折衝等の対応が長 丁場となり、密度の濃い時間外勤務、深夜 勤務、休日出勤が続き、長期にわたり、蓄積 した疲労の回復ができなかった場合	〇楠正予算の成立に伴う事業執行計画の急な変更に伴い、作業工程の変更、必要なデータ収集その他の膨大な作業が一時期に集中した場合	〇住民の生命財産等に関わる教急、消防業務等のため、勤務時間外においても不規則 的に対応を求められることが相当の頻度で あった場合	〇行政事務のシステム化に関する不慣れな コンピュータ業務に異動し、頻発するトラブル への対応に追われた場合	〇配属先で重責を担いながら、業務知識・経 験の乏しさから期待された役割が果たせず 厳しい状況に置かれた場合	〇異動時に繁忙期であったため、業務知識 の習得を行う時間が確保できないまま、日々 の差し迫った対応を求められる場合	〇これまで経験したことのないような高度な 企画、立条業務又は予算、事業のとりまとめ 調整業務に従事することとなった場合
・制度の創設等に携わった ・重大事故、大規模災害の 調査、復旧作業等に従事し た ・困難な対外折衝等を行っ	た・社会問題化した事態に対いたした。 ・社会問題化した事態に対いた。 ・住民生活に直接影響を与える業務に従事した	・住民の生命に直接関わる業務に従事した				・緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む 長時間勤務を行った			・長期間にわたり宿泊を伴う 出張に従事した ・休日や勤務時間外に緊急 の呼び出しを受けた	・繁忙部署に異助した・・繁忙部署に異助した・・専門知識を必要とする業務に未経験者として従事した。 たんかんの艶容地に自身でいかんの艶容地に自身で	- Man - Ma		
2 仕事の (二) 仕事の 内物						(2)仕事の 量(勤務時間の長き)			(3)勤務形 態	3 役割・地 位等の変 た (1)異動			

○業務困難性の変化の度 事。昇任後の兼防の困難度と本人の能力・ 経験等との比較 で責任の変化の度 ・競場の一般的な異動が抜擢人事か ・昇任後の地位・役割の重要度	○仕事の要求水準が一般的に実かられ る処理能力を超えた過水なものかどうか スタンの不順の実動 ・指摘の合理化に行うに真の削減 ・指摘の合理化に行うに真の削減 ・併化体制による本人の業務負担 () ・ 所代を制による本人の業務負担 () ・ 所代を制による本人の業務負担 () ・ 所代を制による本人の業務負担 () ・ 所代を制になるする。 ・ 一 の ・ 一 に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・	○ 矢段の程度 ・ 日常的なものかるか、問題化するよう ・ はくまなこれであか。問題化するよう ・ 大名の「本人の関与の程度 ・ 大人の過失の名様 ・ 一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、」 ・ 一、「一、「一、」 ・ 一、「一、」 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	○事態の重大性の程度 ・社会的影響の有無 ・業務文庫の有無 ・大人の立場 ・対外的に責在者としての対応を求めら もかめでが ・日本の右が高が ・国株名への影響 ・関係者への影響	0、「マースメントの状況 ・ 他、後、機長と「本名本の地形なの関係 ・ 指導・に資毒の言動に至る経緯や状況 ・ 身体の対象、 補間関係か ・ 京、 個の優等等の有無、内容・程度等、 東、 個の優等等の有無、内容・程度等 東、 個の優等等の有無、内容・程度等 ・ 1、当局の対応の有無・内容・その後の改 ・ 当務環境を書くる程度 ・ 当務環境を書くる程度 ・ 当務環境を書くる程度
〇初めて管理職になり、業務・人事管理の責任に加合、田雅な懸案事項の処理を期待された場合 わた場合 の専門技術的な業務に従事する職員が、昇 通等に任け、財積事業の予算要求、組織政 編など不慣れる組織マネージがトの困難な 素務に従事することなった場合	○上司等の繁化文化特定の専門知識を要する事情のため、業務の悩みを相談できず、 自職な事態を打開できない状態が続いた場合 ○仕事の要求水準に処理能力が進せず、適 応性、能力等に無理のある状況で、当局が 配慮や軽減措置を講じなかった場合 の挙任者でありながら業務経験を有している 者と同様の対応を求められ、厳しい指導や 工業を受ける反面、フォローが十分でなかった場合	○社会的な関心を持たれる案件の処理で対 むを誤り 行政に対する住民の信頼を低下さ 世た場合 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	大きな不祥事が発覚し、社会的な批判を ける中, 責任者として事後的な対応に追 3れた場合	1上司等から治療を要する程度の暴行等(上司等から場合を受けた場合 とけた場合 とけた場合 とけた場合 に行われた場合 がに分離性を否定するような、業務上明 がに必要性がないなは業務の目的を表す 必要以上に長時間にわれる搬し、東第上明 必要以上に長時間にわれる機し、中重 代 必要以上に長時間にわれる機し、中重 代 の要別上に長時間にわれる機し、中重 代 のを別上に長時間にわれる機し、中重 代 のを別上に長時間におれる機関、中重 代 のを別上に長時間におれる機関、中 になり、競技の面前におれる機関の になり、結構的な撃 になり、 に対している。 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、
・責任ある地位に就いたが 職責を果たせなかった	・指摘の合理化等により部 下が減り、業務が繁忙に なった。 素務を一任されて一定の 放果を要求された ・業務の適量を訴えたが、 配慮されなかった。	- 業務に支障を生じさせる失 敗さいた - 大政の責任を厳しく問われ - た	・行政上の不手際が発覚・「し、責任を追及された・責任者として事態の収拾「三当たった	- 上 回導から身体的效率 精神的效率のパラーパラ 大 2 大地の指向・作 自認 に関す のものを含む。 のものを含む。 の
(2)昇任	4 ************************************	5 仕事の 大段、責任 西路の発 (1)仕事の 大段、責任 (1)仕事の 大段 大段 大段 大月 大月 大月 大月 大月 大月 大月 大月 大月 大月	(2)不祥事 の発生と対 処	の 数人 () () () () () () () () () () () () ()

					,				
〇職場での嫌がらせ等の状況 ・被災職員と行為者との職務上の関係 ・嫌がらせ等の有無、内容・程度等、反 復・継続など執拗性の状況	・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況			○職場でのトラブルの状況 ・被災職員と行為者との職務上の関係 ・トラブルの原因、内容・程度等、継続状況 況 ・トラブル後の業務への支障 ・当局の対応の有無・内容、その後の改善ま状況	○セクシュアルハラスメントの状況 ・セクシュアルハラスメントの有無、内容・程度等、継続状況 ・セクシュアルハラスメントによる業務への支障 の支障	戦後のス国選席への影響寺・当局の対応の有無・内容、その後の改善・当人が 大の後の改善・ 大沢	〇住民等とのトラブルの状況 ・トラブル等の有無、その程度・内容(住 氏・保護者等の言動及び学級運営の困 難さ等の程度・内容を含む)、継続期間 ・周囲の反応	位友の唱手・	
〇同僚等から人格や人間性を否定するよう な言動を執拗に受けた場合	〇同僚等から治療を要する程度の暴行等を受けた場合	〇同僚等から暴行等を執拗に受けた場合	〇同僚等から嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた場合であって、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合	○業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような激しい対立が上司等との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した場合	〇上司等から執拗にセクシュアルハラスメントを受け、止めるように頼んでも無視される状態が一定期間続いた場合	〇セクシュアルハラスメントを受けた場合であって、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合	O住民から人格や人間性を否定するような 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合	〇保護者から人格や人間性を否定するよう な嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合	〇周囲のサポートが不十分な中、問題のある生徒の行動の改善や困難なクラス運営への対応に当たらなければならなかった場合
・同僚等からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた た、 ※性的指向・性自認に関す ※性的指向・性自認に関す	るものを含む。			・上司、同僚又は部下との間でトラブルがあった	・セクシュアルハラスメントを 受けた ※性的指向・性自認に関す るものを含む。		・公務に関連し、住民からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た ・児童・生徒との間でトラブ ルがあった	
(2)職場でのトラブル					(3)セクシュ アルハラス メント		7 住民等 との公務上 での関係		

三階編 (精神彩島の自死事経)

過重な負荷となる可能性がある業務例について検討

- 発症直前の1か月におおむね160 時間を超えるよう な、又は発症直前の3週間におおむね120 時間以上 の時間外勤務を行ったと認められる場合(手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。)
- ね120 時間以上の、又は発症直前の連続した3か月 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむ 間に1月当たりおおむね100 時間以上の時間外勤 務を行ったと認められる場合

93

発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められ

時間外勤務(「実施について」)

時間外勤務命令を受けて行った業務

<u>それ以外でも</u>その必要性、内容、時間等を在庁記録や同僚証言等の容観的な根拠によって判断できるものは、・・・業務による負荷の評価の対象にすることができる

→参与も上記の点を意識して、ロ頭意見陳述の質問や委員への意見

時間外勤務を確認するための資料収集→組合の出番!

- 時間外勤務命令簿・時間外勤務報告書、タイムカード、警備日 鍵の受け渡し簿(「調査要領」参照)
- その他(パンコンのログ、被災職員のスマホPC内の情報、家族・同 僚の証言、日記等)
- 具体的成果物(自宅作業の場合)
- 想像力を働かせるシニの業務ならばこのような資料があるので

資料入手方法

- 当局の担当部署と交渉して提出してもらう→組
- 情報開示請求を行う(民間労災との違い)

|調査要領||記載の資料やPCログ

III. 遺族に確認してもらう

スマホ-PC内の情報、家族の証言、日記等

同僚に協力してもらう→組合の出番

同僚の証言(業務内容や労働時間を意識)

証拠保全を行う(弁護士の力を借りる)

公務災害の場合はやらなくてもよい場合も多

vi. 第三者委員会による調査?

したとは認められないこと 務以外の負荷及び個体側要因に り対象疾病を発症(

● 業務以外の負荷の検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間

金銭関係 被災職員自身の出来事、被災職員の家族の出来事、

₩

▶ 個体側要因の検討

アルコール等 精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題、

•••が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のものと認 められるか否か

→気にしすぎる必要はない

90

参売 まく≪する

地公災基金HP

https://www.chikousai.go.jp/

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

http://www.jalsha.or.jp/

参考文献

「公務災害認定への取り組みマニュアル」



	地	方公務員災害補償基金名	済(自治労関係 者	Ť)
県本部	名 前	組織・役職名	名 前	組織・役職名
01北海道	瀧口 和成	北海道本部 副執行委員長		
03青森	根城 伸悦	青森県職員労働組合 中央執行委員長	千葉 敏彦	青森交通労働組合 執行委員長
04岩手	及川 隆浩(予定	岩手県本部 執行委員長		
05宮城				
06秋田	小川 純	秋田県本部 中央執行委員長		
07山形	丹野 雅一	山形県職連合 中央執行委員長		
08福島	佐藤 寛喜	福島県職員連合労働組合 中央執行委員長		
09新潟	川﨑 晃	新潟県本部 組織部長		
10群馬	飯島 潤治	自治労群馬県本部 書記長		
11栃木	増山 秀人	栃木県職員労働組合 中央執行委員長	大貫 晴彦	宇都宮市職員労働組合中 央執行委員長
12茨城	古渡 秀和	茨城県本部 書記長		
13埼玉				
14東京	和田 隆宏	都労連 委員長	多田 修一郎	東京清掃労働組合 委員長
15千葉	不在			
16神奈川	蓼沼 宏幸	神奈川県本部 中央執行委員長		
17山梨	松木 友幸	県職労 中央執行委員長		
18長野	西澤 忠司	長野県本部 中央執行委員長		
19富山	鴨野 浩一	富山県本部 執行委員長		
20石川	安田 和弘	石川県職員労働組合 中央執行委員長		
21福井	大嶋 智	福井県本部 執行委員長		
22静岡	伊藤 隆弘	静岡県職員組合 執行委員長		
23愛知	不在			
24岐阜	子安 英俊	岐阜県本部 中央執行委員長		
25三重	川合 利和	三重県本部 書記長		
26滋賀	不在			
27京都	不在			
28奈良	藤本 恵多	自治労・連合アドバイザー		
29和歌山	吉川 和孝	和歌山県職労 書記長		
30大阪	不在			
32兵庫	山下 忠之	兵庫県本部 執行委員長		

県本部	名 前	組織・役職名	名前	組織・役職名
33岡山	柴田 真弘	岡山県本部 書記長		
34広島	神原 悦朗	広島県本部 副中央執行委員長		
35鳥取	小谷 怜	県職連合 現企労書記次長		
36島根	須田 晋次	島根県本部 執行委員長		
37山口	大森 正幸	山口県職員労働組合 執行委員長		
38香川	豊田 雅人	香川県職連合 委員長		
39徳島	多田 要	徳島県職連連合労組 委員長		
40愛媛	宇都宮 理	愛媛県本部 特別執行委員		
41高知	横山 浩司	高知県職連合 委員長		
42福岡	野田 和之	福岡県本部 執行委員長		
43佐賀	井上 次人	佐賀県本部 執行委員長		
44長崎	菊永 昌和	長崎県本部 執行委員長		
45大分	鹿嶋 秀和	大分県本部 書記長		
46宮崎	河内 文行	宮崎県職労 書記長		
47熊本	木村 光伸	県本部 執行委員長		
48鹿児島	片野坂 昭彦	鹿児島県本部 副執行委員長		
49沖縄	前底 伸幸	自治労沖縄県本部 執行委員長		
札幌市	太田 淳一	札幌市職組 執行委員長	瀧本 久也	札幌市労 執行委員長
仙台市			大場 政信	仙台市交通労働組合 執行委員長
新潟市	野村 祐行	新潟市職労 書記長		
さいたま市	國分 政義	さいたま市職労 委員長		
千葉市				
横浜市	高橋 雄二	自治労横浜市従労組 中央執行委員長		
川崎市	小川 大輔	川崎市職労 副中央執行委員長	山本 賢司	川崎下水労組 書記長
相模原市	武田 秀雄	相模原市職労 中央執行委員長		
名古屋市	松本 真実	自治労名古屋 副執行委員長	野田 雅彦	名古屋交通労働組合 副執行委員長
大阪市	下村 泰正	大阪市労連 書記長	西岡 泰輔	大阪市労連 書記次長
堺市	中野 正之	自治労堺市職員組合 委員長		
神戸市	小原 王之	神戸市従業員労働組合 執行委員長	五百旗頭 英裕	神戸交通労働組合 執行委員長
北九州市	松本 茂樹	北九州市職労 執行委員長		
福岡市	安倍 道治	自治労福岡市職労 執行委員長		
熊本市	大川 高司	熊本市役所職員組合 書記長		